

## 長野県文化財保護審議会への諮問について

### 文化財・生涯学習課

下記の文化財を長野県宝、長野県有形民俗文化財及び長野県無形民俗文化財に指定したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第3項及び第25条第3項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

### 記

#### 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び名称
こすげじんじゃごまどう 小菅神社護摩堂	1棟	飯山市大字瑞穂 7053 番地1	飯山市大字瑞穂 7130 番地イ号3 宗教法人 小菅神社
こすげじんじゃごまどう 小菅神社講堂	1棟	飯山市大字瑞穂 7132 番地2	飯山市大字瑞穂 飯山市小菅区
こすげじんじゃごまどう 小菅神社仁王門	1棟	飯山市大字瑞穂 6076 番地1	飯山市大字瑞穂 7130 番地イ号3 宗教法人 小菅神社

#### 2 長野県有形民俗文化財に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
の か じ 信濃町の野鍛冶住宅 (旧中村家)及び野鍛冶 資料	1棟、 733点	上水内郡信濃町 大字柏原 124 番地	長野市大字高田 515 番地3 中村 公知 上水内郡信濃町大字柏原 428 番地2 信濃町

#### 3 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名 称	所 在 地	保存団体の住所及び名称
さいがわじんじゃ もりはなび 犀川神社の杜煙火	長野市大字安茂里 4803 番地	長野市大字安茂里 1418 番地 犀川神社の杜煙火保存会

## 諮 問 物 件 の 概 要

名称・員数	小菅神社護摩堂 1棟
所在地	飯山市大字瑞穂7053番地1
所有者の住所及び名称	飯山市大字瑞穂7130番地イ号3 宗教法人 小菅神社
年代	寛延3年(1750)
構造形式	寄棟造、鉄板葺、桁行7間、梁行5間
概況と特色	<p>小菅神社護摩堂は、小菅山八所大権現の別当院であった大聖院の敷地内、小菅地区の終着点、参道入り口の三の鳥居の脇に位置し、寛延3年(1750)に建造されたことが伝えられている。ただし、正徳5年(1715)に隠居した別当職5代恵照が建立したという記録があり、天和2年(1682)の「領内寺社領並由緒差出帳」に護摩堂は記載されておらず、延享3年(1746)作成の「小菅山古絵図並當時絵図」には描かれている。こうしたことから、護摩堂の建築原型は恵照の代(1690～1715)と考えられる。また、大聖院の庫裏は昭和30年代後半まで存在しており、近年行われた発掘調査によって完全な形で礎石が検出されている。</p> <p>建物は、南面の大型寄棟造※1であり、向拝は唐破風造※2である。向拝虹梁の絵や組物、臺股※3や唐破風内部の彫刻は精巧な造りである。内部は、前方2間を外陣、後方3間を内陣とし、両側に脇間を配する。東側には、かつて大聖院への廊下があったと考えられ、その脇には庭が残されている。</p> <p>外陣・内陣の円柱の支え柱は、豪壮かつ美観をみせている。内陣周りの挿し肘木や組物には技術の高さが認められる。内部は一段高く、中央に祭壇が設けられ、護摩祈祷の建築様式をもつ建築物である。</p> <p>内陣中央の床や天井に護摩を炊いた痕跡を確認でき、現在も柱松行事では護摩炊き等の神事を行い、行列の発着点となっている。</p> <p>(飯山市有形文化財指定日 平成26年9月2日)</p> <p>※1 寄棟造：大棟の両端から四隅に降り棟が降下している屋根で、二つの台形と二つの二等辺三角形とで構成される屋根形式。          ※2 唐破風造：建物の屋根や軒先などの妻側の造形の一つ。中央部が弓形で、左右両端が反りかえった曲線状の造形のこと。          ※3 臺股：梁等の上に置かれる山形の部材</p>
諮問理由	古来より護摩炊きを行い現在もその歴史を受け継ぎ、小菅修験道内では奥社とともに、小菅祇園の祭事と北信濃を代表する柱松行事の神事が執り行われる中心地として人々の信仰の厚い建造物であり、明治初期の廃仏毀釈を逃れ、神仏習合の修験道の営みをよく残す、県内では稀有、全国的にも貴重な建築遺構として、歴史上及び学術上注目すべき建造物である。
指定基準	第1 長野県宝の指定基準 (7) 建造物 (ウ) 歴史上重要なもの (エ) 学術上重要なもの
参考文献	長野県飯山市小菅総合調査報告書(市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究集) 平成17年3月22日発行 発行・編集 飯山市教育委員会

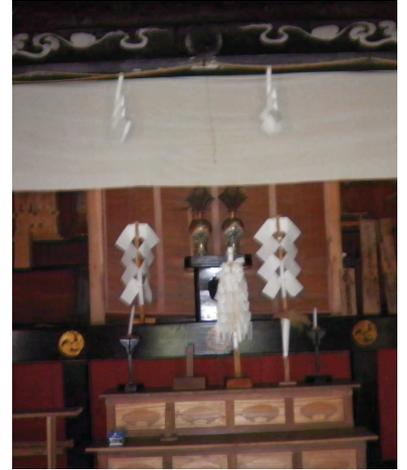
こすげじんじゃごまどう  
小菅神社護摩堂 (飯山市)



護摩堂全景



小屋組が確認できる内陣



内陣内部の様子



向拝 唐破風造と彫刻



欄間彫刻と組物



豪総かつ美観の円柱支柱と組物及び天井絵



時代を感じさせる向拝虹梁と組物

## 諮 問 物 件 の 概 要

名称・員数	こすげじんじゃこうどう とう 小菅神社講堂 1棟
所在地	おおあざみずほ 飯山市大字瑞穂7132番地2
所有者の住所及び名称	飯山市大字瑞穂 飯山市小菅区
年代	かんぼう 寛保元年(1741)
構造形式	よせむねづくり 寄棟造、鉄板葺、桁行5間、梁行5間
概況と特色	<p>小菅神社講堂は、飯山市東部にそびえる小菅山を中心に古来より開かれている修験道の南北にのびる構成要素として欠かせない重要な建造物である。</p> <p>講堂は、もともと元隆寺<small>がんにゅうじ</small>の中之院に属する建造物であり、永禄9年(1566)の「信濃国高井郡小菅山元隆寺之図」に既に描かれている。また、講堂の近くには鐘楼や金堂があったことをうかがい知ることができる。いったんは甲斐武田氏の兵火で焼失したが、天和2年(1682)の「領内寺社領並由緒差出帳」に講堂の存在が記されている。元禄10年(1697)に松平忠喬が講堂を修復したという記録と突き合わせると、松平時代(1639～1705)に再建されたと考えられる。</p> <p>現存する講堂は、さらに寛保元年(1741)に再建されたといわれる。建物は、寄棟造※1、鉄板葺、桁行5間、梁行5間で、祭式場に設けられた高さ1m程の基壇上にたち、径9寸ほどの丸太からなり、前面・東1間分の広縁に囲われた外陣<small>げじん</small>と、奥2間に内陣<small>ないじん</small>が配されている。建物内には再建当初の彫刻や彩色、絵画がよく残されている。建物下部には、再建前の建物の礎石と思われる石や囲炉裏跡がある。明治期には一時学校として、昭和初期には公会堂と使用されており、地域と共に歩んだ歴史を色濃く残している。また、講堂前広場では、北信濃を代表する柱松神事が行われている。</p> <p>内陣には北信濃随一の規模を誇る高さ2mの荘厳な阿弥陀如来坐像が安置されている。明治初期の廃仏毀釈<small>はいぶつきしゃく</small>により一時廃堂の危機に面したが、小菅地区住民の努力により影響を受けず建物も仏像も残されている。</p> <p>(飯山市有形文化財指定日 平成26年9月2日)</p> <p>※1 寄棟造：大棟の両端から四隅に降り棟が降下している屋根で、二つの台形と二つの二等辺三角形とで構成される屋根形式。</p>
諮問理由	<p>県内では稀有な五間堂として歴史上重要な建造物といえる。さらに、明治初期の廃仏毀釈を免れ建物及び仏像が残されており、神仏習合<small>しんぶつしゅうごう</small>の姿を示すものとして貴重であり、宗教の変遷を解き明かす学術上においても注目すべき建造物である。</p>
指定基準	<p>第1 長野県宝の指定基準</p> <p>(7) 建造物</p> <p>(ウ) 歴史上重要なもの</p> <p>(エ) 学術上重要なもの</p>
参考文献	<p>長野県飯山市小菅総合調査報告書(市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究集)</p> <p>平成17年3月22日発行 発行・編集 飯山市教育委員会</p>

こすげじんじゃこうどう  
小菅神社講堂 (飯山市)



講堂全景



柱と彫刻及び彩色



外陣欄間に配置されている絵画



内陣 阿弥陀如来坐像



当初建物のものと思われる礎石



建物縁の下の囲炉裏跡



講堂と  
立て柱松

## 諮 問 物 件 の 概 要

名称・員数	<small>こすげじんじやにおうもん</small> 小菅神社仁王門 1棟
所在地	<small>みずほ</small> 飯山市大字瑞穂6076番地1
所有者の住所及び名称	飯山市大字瑞穂7130番地イ号3 宗教法人 小菅神社
年代	<small>げんろく</small> 元禄期
構造形式	<small>いりもやづくり</small> 入母屋造、鉄板葺、桁行3間、梁行2間
概況と特色	<p>小菅神社仁王門は、小菅修験道内の二之鳥居を過ぎ、奥社本殿へつづく参道をしばらく登った集落の入口に位置する。建築年代は明確ではないが、天和2年(1682)の「領内寺社領並由緒差出帳」に、小菅に仁王門があったと記されている。このことから、天和3年(1683)には建立されていたといわれ、築後300年を経た建造物であるということが証明される。</p> <p>仁王門は、入母屋造※1、鉄板葺、桁行3間、梁行2間の建造物であり、内部には一対の金剛力士像(寄木造)が安置されている。現在、門を支える基壇はコンクリートで覆われているが、元来、礎石を地表に据えただけの簡易的な構造であったことが古写真からうかがい知ることができる。</p> <p>享保3年(1746)作成の「<small>こすげやまこえずならびにとうじえず</small>小菅山古絵図並當時絵図」には、参内・集落の入口に仁王門が描かれている。これは、現在地とほぼ変わらない位置である。</p> <p>現在車道は仁王門に向かって右側を走っているが、本来の道は直行し、かつて人々は仁王門をくぐって往来していた。門を通るとすぐに悪霊・悪疫、敵の防御の役目をする石垣がある。これは、庶民が金剛力士像に病氣平癒や健康を祈願し、霊場小菅の悪霊退散・悪疫防御の建物として明治初期の廃仏毀釈にも屈せず、大切に保存してきたことを意味している。</p> <p>(飯山市有形文化財指定日 平成26年9月2日)</p> <p>※1 入母屋造：屋根の形式の一つ。中国および日本建築における代表的な屋根形式。寄棟造の上に切妻造を載せた形で、切妻造の四方に庇(ひさし)がついてできたもの。</p>
諮問理由	<p>神仏分離令により大聖院が廃寺となり、同様の仁王門の多くが破却される中、往時と同じ集落入口に位置し、修験道の空間構成をそのまま残す県内では唯一の遺構であり、歴史的価値の高い建造物といえる。また、小菅修験道を東西に貫き、庶民の悪霊退散の願いを受け止めた様子を顕著に示すものとして、宗教学の学術上も注目すべき重要な建造物である。</p>
指定基準	<p>第1 長野県宝の指定基準</p> <p>(7) 建造物</p> <p>(ウ) 歴史上重要なもの</p> <p>(エ) 学術上重要なもの</p>
参考文献	<p>長野県飯山市小菅総合調査報告書(市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究集)</p> <p>平成17年3月22日発行 発行・編集 飯山市教育委員会</p>

こすげじんじゃにおうもん  
小菅神社仁王門 (飯山市)



仁王門全景



金剛力士像



軒の構造と彫刻



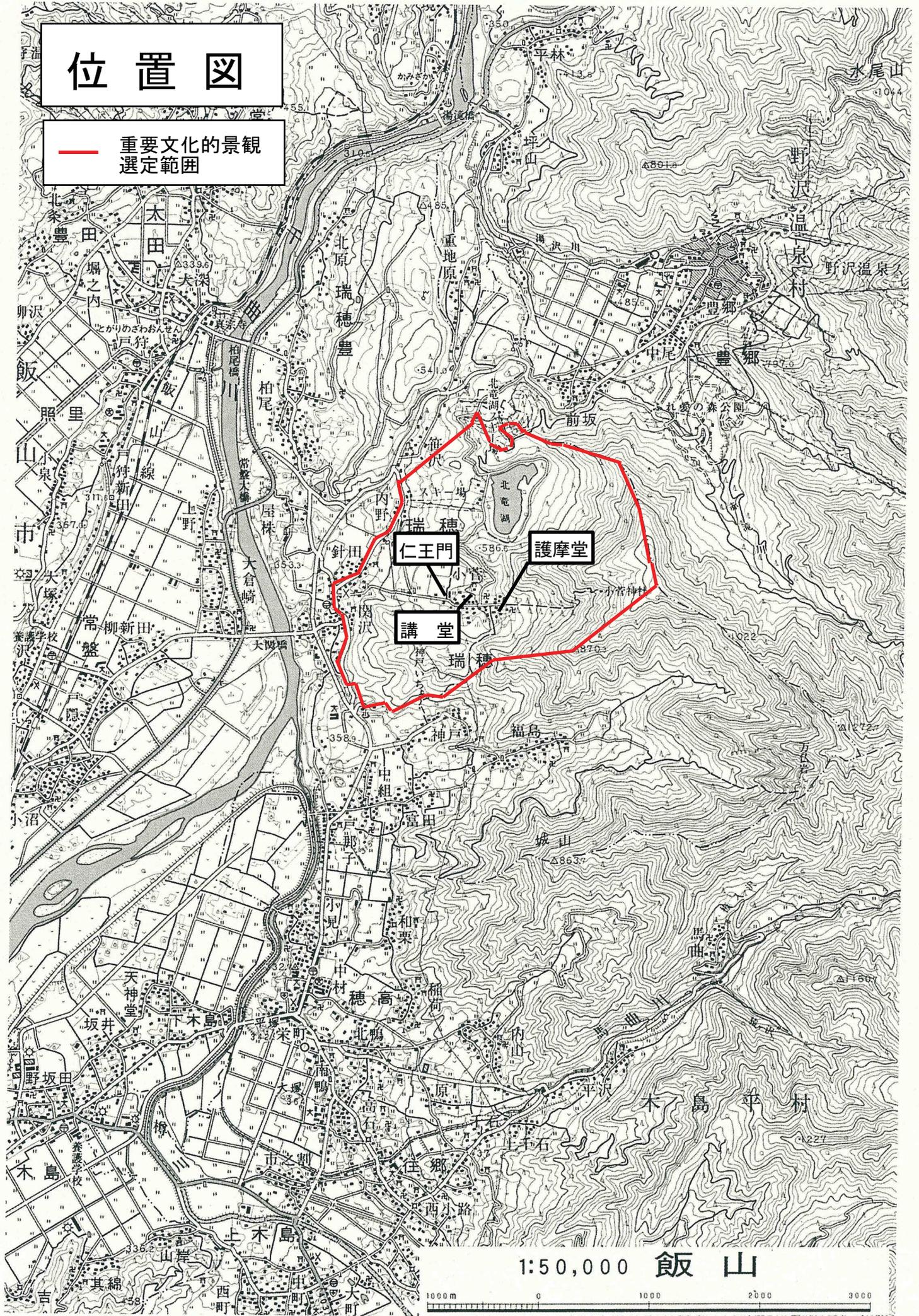
基壇と礎石及び柱



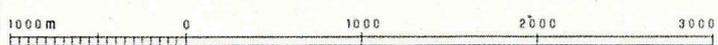
自然木をそのまま使用した縁の下材

# 位置図

— 重要文化的景観  
選定範囲



1:50,000 飯山





## 諮問候補物件の概要

名称・員数	信濃町の野鍛冶住宅（旧中村家）及び野鍛冶資料 1棟、733点
所在地	上水内郡信濃町大字柏原124番地
所有者の住所及び氏名又は名称	【野鍛冶住宅】長野市大字高田513番地3 中村 <sup>きみのり</sup> 公知 【野鍛冶資料】上水内郡信濃町大字柏原428番地2 信濃町（中村家から町に寄贈）
概況と特色	<p>信州打刃物は、戦国時代にその技術が伝えられ、柏原地区や古間地区を中心に信濃町が信州鎌の産地として栄え、匠の技が現在まで受け継がれてきている。</p> <p>文献によれば、信州鎌は江戸期から明治期にかけて松本の商人や善光寺参りに来た人々の土産として各地に広がりを見せていたが、明治21年に信越線が開通し鉄道を利用した原料の輸送や製品の流通が容易になり、地元の間屋も営業を始めるなどして販路は一気に1道3府30県へと拡大し（明治27年）、全国的にも名の知れた鎌産地へと発展した。信州鎌を中心とした野鍛冶職人は明治期中頃には200人ほどいて、大正10年に生産量は6万丁を超えていた。</p> <p>明治期から野鍛冶をしてきた柏原の中村家は、茅葺屋根、寄棟造りの民家であるが、母屋内の土間部分全体が野鍛冶の作業場であり、当時の火床・<sup>ほど</sup>ファイゴ※1・金床※2・ワキブネ※3・トブネ※4等をそのまま遺す民家である。加えて防火用に作業場全体を天井まで土で塗り固め、鍛冶職の神の金山様※5を祀るなど信仰の痕跡も残る。加えて作業場周りには、野鍛冶作業に使う道具が土間に 鑿 ややすり、堅炭など、壁面には型や砥石、柱には火挟みや鋼などがそのまま残っている。</p> <p>半工半農の中村家は、梁間3間半、桁間6間半の建坪22.8坪の広さで、鍛冶場9.3坪、床上部分13.5坪はチャノマ・オカッテ・ザシキ・ネマの四間取りからなり、日々の生活の場であるとともに養蚕飼育場所としても利用してきた。母屋は弘化大地震（1847年）後の建築で、土間部分のウマヤを明治初期に鍛冶場として改造したものである。 （信濃町有形文化財指定日 平成19年1月23日）</p> <p>※1：火を大きく起こす場所、※2：刃を打つ場所、※3：打刃を冷やすところ ※4：打刃を研いで洗う場所、※5：鍛冶が祀る神様</p>
諮問理由	<p>全国に名をはせた信州鎌は、信州打ち刃物の鎌として信濃町柏原や古間で生産されてきたが、以前の人力による野鍛冶職人や作業場はなくなってしまった。</p> <p>そうした中、信濃町柏原の中村家は先代で野鍛冶は辞めたが、現存する茅葺寄棟造り民家内部の土間に野鍛冶用作業場が当時のまま残り、鍛冶道具も多数あり製作に必要な道具全てがあることから、野鍛冶の全体像を知り得る貴重な道具と民家で、野鍛冶用具の使われ方や作業場を研究する上で重要である。</p>
指定基準	<p>第3 長野県有形民俗文化財の指定基準</p> <p>(1) 衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等、衣食住に用いられるもの (2) 農具、養蚕具、林産用具、畜産具、漁猟具、工匠具用具、紡績用具、作業場等、生産、生業に用いられるもの</p>
参考文献	信州打刃物の里に残る野鍛冶の家と道具（信濃町教育委員会 2015）

## 信濃町の野鍛冶住宅（旧中村家）及び野鍛冶資料



野鍛冶住宅（旧中村家）外観



行われていた鍛冶仕事の様子



鍛冶場



野鍛冶作業に使う道具 (野鍛冶資料)

# 位置図



## 諮問候補物件の概要

名 称	さいがわじんじや もりはなび 犀川神社の杜煙火
所 在 地	長野市大字安茂里 4803 番地
保存団体の住所 及び名称	長野市大字安茂里 1418 番地 犀川神社の杜煙火保存会
概況と特色	<p>長野市安茂里犀川神社の杜煙火は、毎年9月21日の秋季例大祭の宵宮祭※1で獅子舞とともに奉納される。犀川神社の煙火は、文政7（1824）年にそれまでの日吉山王社から社号を変更した際の披露に、竹筒煙火の奉納があったと記されている。</p> <p>狭い境内の立木を利用した仕掛け煙火は、参詣者を巻き込み見せ場をつくっての豪快な杜煙火である。</p> <p>神社裏山で奉納の打ち上げ花火が上がると、21時祭礼奉納開始の合図で西河原（十二燈）・大門（三宝）・差出（笠鉾）区長がそれぞれの演目の点火をして始まる。演目は、十二燈・三宝・笠鉾・東海道五十三次・額火・噴水・車火・仕掛花火・五寸十発・金せん火・大車火・乱玉・白滝・清滝と、現在も天保14（1843）年の番付と順序は大体同じである。最後の白滝と清滝は小路区長が点火するが、花火の途中には獅子方による三番叟などの獅子舞い奉納もはさみ、1時間ほどの競演となる。</p> <p>花火方には三流派あり、①小西組（小路・西河原）が受け持つ、狼煙で日中に煙を扱う霞真流、②大門組の夜に火を扱う大火流、③差出組の声や音を扱う昇声流があり、他に放送・警備方がいる。流派の特徴の多くは火薬の調合にあり、それを伝える秘法は各組の花火方のまとめ役である師匠が所有してきた。</p> <p>各組（区）には若衆組による花火方と獅子方とがあり、各家の長男だけがどちらかに入ること義務付けられ伝承されてきたもので、花火方の若衆組は師匠から口伝のみで教えられてきたが、現在は杜煙火保存会が中心となり後継者の育成や技術の伝承に努めている。</p> <p>保存会メンバーは3週間前から準備に入り、煙火講習や煙火・観客の保安講習も行い、万全の準備のもとで当日を迎える。</p> <p>（長野市無形民俗文化財指定日 平成7年1月20日）</p> <p>※1：神社の本祭りの前夜、時には数日前に行われる祭り、</p>
諮問理由	<p>享保16（1731）年、諏訪神社社堂の再建を祝って奉納するようになった県無形民俗文化財指定の「清内路の手作り花火」同様、少なくとも文献から犀川神社の杜煙火も文政7（1824）年には実施しており、今日まで受け継がれている手作り煙火として貴重である。</p> <p>また、現在、伝承されている技術は鎌倉時代ののろしが起源であると言われ、のろしを扱っていた者たちが江戸時代に煙火を扱うようになり、民俗技術の変遷を考える上でも重要である。</p>
指定基準	<p>第4 長野県無形民俗文化財の指定基準</p> <p>（7）民俗技術の変遷の過程を示すもの</p> <p>（8）民俗技術で地域的特色を示すもの</p>
参考文献	犀川神社の杜煙火保存会 20周年記念事業資料（犀川神社の杜煙火保存会刊 2014）

# 犀川神社の杜煙火（長野市）



額火



噴水



車火



五寸十発



白滝



清滝



獅子舞



多くの見物客で賑わう

# 位置図

